

Campus Life News

2019.8.9 Fri No.37

2019 年度後期授業料免除の出願手続きについて

2019 年度後期授業料免除の出願を希望する場合は次の期間内に必ず所定の手続きを行ってください。

■申請スケジュール

- ・以下の「①一次申請（WEB入力）」、「②二次申請（出願・書類提出）」まで全て終えて手続き完了となります。
- ・どちらか1つでも申請期間を過ぎた場合は一切受付できませんので、申請は無効となります。

①一次申請（WEB入力）	
申請期間	9月16日（月）12時～10月8日（火）17時（厳守） （入力不可期間：9月24日（火）17時～10月1日（火）8時30分まで）
	<ul style="list-style-type: none"> ・入学金免除・徴収猶予は入学手続き時に事前申請も必要です。 ・前期に二次申請を行わなかった場合、システムの都合上、申請データが削除されておりますので、後期に申請を希望する場合は再度一次申請を行ってください。 ・この期間に一次申請をしていない場合は、二次申請はできません。



②二次申請（出願・書類提出）	
申請期間	10月7日（月）9時～10月11日（金）17時 郵送は必着

（注意）2019 年度前期から手続き方法等が変わりました

① 手続き方法：

【変更前】 一次申請（WEB）・二次申請（WEB）・三次申請（出願・書類提出）

【変更後】 一次申請（WEB）・二次申請（出願・書類提出）

※WEB 手続きが1つになりました。

② 納付期限の猶予：

【変更前】 授業料免除申請者は、一次申請を完了すると結果通知後まで授業料の納付が猶予されます。

【変更後】 授業料免除申請者は、二次申請を完了すると結果通知後まで授業料の納付が猶予されます。

（一次申請までで手続きを放棄した場合は、通常通り 11 月 27 日（水）に指定の口座から引き落とされます。振込用紙を使用される場合は 11 月 29 日（金）までにお支払いをお願いします。）
※授業料の納入は原則、口座振替となります。口座振替のお申し込みが間に合わないなどの事情により、口座振替による納入ができない学生にのみ振替依頼書を送付します。

※申請方法の詳細は本学ホームページをご確認ください！

2019年度後期手続きの詳細



京都大学基金企業寄附奨学金（CES）寄附企業と奨学生の交流会

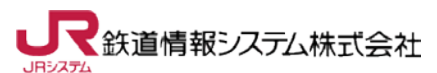
令和元年度CES奨学生が決定し、併せて寄附企業と奨学生の交流会が京都大学百周年時計台記念館で行われました。

CESは、本学卒業生／修了生が活躍する民間企業からのご寄附により、学業優秀な学生が経済的困窮を理由として修学を断念することのないよう支援する事を目的とした給付型の奨学金制度です。今年度は11社からの寄附をいただく事ができ、その結果、34名の奨学生を採用する事ができました。学部生に対しては、年額30万円、大学院生に対しては年額45万円の奨学金が支給されます。

交流会は、寄附企業と奨学生が一同に会して交流する非常に有意義な会となりました。



寄付者（50音順）



【自転車盗難等】にご注意ください！

■自転車の盗難に注意

夏休み期間中、自転車を構内に放置していて、盗難被害に遭うケースが増えており、特に「鍵をかけていない」、「鍵を一つしかしていない」自転車が狙われています。自転車を構内に停めておかないことが望ましいですが、やむを得ず自転車を構内に停めておく場合は、盗難防止のために備え付けの鍵だけでなく

ワイヤー錠、U字型錠等を併用して、2個以上の鍵（ツーロック）で施錠してください。

また、万が一に備えて、防犯登録を必ず行うようにしてください。



■自転車の駐輪等について

百万遍交差点周辺における路上駐輪について、地域の方々から苦情が寄せられています。

このような行為は地域の方々の迷惑になりますので、駐輪する際は必ず所定の駐輪場を利用してください。

併せて、自転車の交通ルールについても遵守し、事故に遭わない、起こさないよう、安全運転を心がけてください。

京都市サイクルサイト



【ブラックバイト】に気を付けてください！

最近、労働関連法令に違反したり、学生らしい生活が送れなくなったりする、いわゆる“ブラックバイト”の存在が問題となっています。夏休みに入り、アルバイトをする機会も増えると思いますが、ブラックバイトに巻き込まれないように気をつけましょう。アルバイトを始める前に、まずは労働条件を確かめましょう。

以下ブラックバイトの例

- 労働条件が文書で明示されない
- シフトを強要され、授業や試験、課外活動に支障が出ている
- 辞めたい意思を伝えたのに、聞き入れて貰えない
- 時給が最低賃金を下回っている（京都市882円）
※令和元年10月頃に909円に改定予定。
- 1日に8時間を超えて働いたのに、残業手当が支給されない
- 6時間を超えて勤務しているのに休憩時間がない
- 会社都合の理由で解雇された

- アルバイト中に怪我をしたが、労災保険が使えない
- 外国人留学生に対して、資格外活動許可（週28時間※長期休暇は1日8時間）の範囲を超えて就労をさせている

困ったときの相談窓口

◎京都労働局 総合労働相談コーナー
(075-241-3221)

月～金：8時30分～17時15分（祝日・年末年始除く）

◎京都府労働相談所 ブラックバイト相談窓口
(075-661-3253)（京都府内限定フリーダイヤル
0120-786-604）

月～金：9時～13時・14時～21時
土：9時～13時・14時～17時（祝日・年末年始除く）

◎厚生労働省「労働条件相談ほっとライン」
(0120-811-610)

月～金：17時～22時 土・日：9時～21時（年末年始除く）

※「労働条件ほっとライン」での相談は、日本語に加え英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語及びネパール語の8言語に対応しています。

公式 Twitter 、学生意見箱

京大生への学生生活支援の一環として、公式Twitterによる情報発信を行っています。各種学生生活支援に関する情報などを積極的にお届けしますので、ご活用ください。

また、京大生のみなさんの学生生活における日頃の疑問やご要望にお応えするため、「学生意見箱」を設けています。こちら是非ご活用ください。

公式Twitterアカウント@CLI_KU



学生意見箱



京都大学
KYOTO UNIVERSITY

発行者：学生担当理事・副学長

問い合わせ先：教育推進・学生支援部 学生課

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 TEL (075) 753-2505 FAX (075) 753-2567

URL <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/cli/cln>